

太陽光発電を活用した先進的モデル等導入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県では、みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略で定める再エネ導入目標の達成に向け、太陽光発電の更なる導入拡大に取り組むこととしており、特に、これまで導入が進んでいない分野への新たな技術及び手法等を活用した太陽光発電設備の普及を進める必要がある。そのため、事業者から広く提案を募り、当該事業に要する経費について、予算の範囲内において太陽光発電を活用した先進的モデル等導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象等)

第2 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表1のとおりとする。

2 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、別表2の内容全てに適合する者とする。

3 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表3のとおりとする。

(補助金の額等)

第3 補助事業者に交付する補助金の補助率及び補助限度額は、別表4のとおりとする。

2 補助事業者は、この補助金と併せて他の補助金等の交付を受けることができる。ただし、県が実施する他の補助事業（みやぎ環境交付金事業として実施される市町村補助金等を除く。）と併用することはできない。

3 前項の規定により他の補助金等の交付を受ける場合、この補助金の額と、他の補助金等のうちこの補助事業に係る補助金等の額の合計額が、補助対象経費に5分の4を乗じて得た額を超えることはできない。

4 前項の規定により算出された金額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請等)

第4 交付規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 交付規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、別表5のとおりとする。

3 補助金の交付を申請する者は、知事が別に定める期間内に、補助金交付申請書に係る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 前項の規定により補助金の交付を申請した者は、知事が補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、報告を求め又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じなければ

ならない。

- 5 第3項の規定により補助金の交付を申請した者が、交付決定前に当該申請を辞退するときは、様式第2号による申請辞退届を、知事に提出しなければならない。

(申請の際の消費税及び地方消費税)

第5 補助事業者は、第4第3項に規定する申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を、減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないときは、この限りでない。

(交付の条件)

第6 交付規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分(別表3の区分欄に定める経費ごとの配分額をいう。)の変更をする場合においては、あらかじめ、様式第5号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、補助事業の目的に影響しない次に掲げるいずれかに該当する軽微な変更については、この限りでない。
 - ア 補助対象経費の総額の20%以内の減少
 - イ 設備費又は工事費が変更前の配分額から20%を超えて増減する場合を除く、補助事業に要する経費間の増減
 - ウ 補助対象経費の総額に変更が無く、経費間の増減が無い仕様等の変更
 - エ その他知事が必要と認めるとき
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、様式第4号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助金の交付の決定のあった日の属する会計年度(以下「補助金交付決定年度」という。)の2月末日までに事業が完了すること。
- (4) 補助事業の完了後、補助事業の完了日から起算して30日以内の日又は補助事業の完了日が属する年の会計年度(以下「補助事業完了年度」という。)の2月末日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書に関係書類を添えて、知事に提出すること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、様式第5号による遅延等報告書により速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (6) 県が実施する他の補助事業(みやぎ環境交付金事業として実施される市町村補助金等を除く。)と併用しないこと。
- (7) 補助事業完了年度の終了後1年間の事業経過について、様式第11号による補助事業経過

報告書を、当該会計年度終了の日から30日以内に、知事に報告すること。

(8) 補助事業者が、次のいずれかに該当する場合には、交付決定を取り消し、補助金の返還を命じることがあること。

ア 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

イ 補助事業に関して、虚偽の申請等の不正、報告の遅延等の怠慢その他不適当な行為をしたとき。

ウ 暴力団排除に関する誓約事項に違反したとき。

エ 知事の承認を受けずに、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）の利用を中止し、又は処分したとき。

オ 正当な理由なく、補助事業による二酸化炭素排出削減量等の目標を著しく下回ったとき。

(9) この要綱により補助金を交付した事業の補助事業名、補助事業者名、所在地、補助事業の内容等を県が公表することに同意すること。

(10) その他知事が必要と認める事項

(交付の決定等)

第7 知事は、交付申請書を受理したときは、別表6に定める審査項目について、事業者へのヒアリング及び審査会による総合評価を行う。

2 知事は、前項の総合評価の結果を踏まえ、予算の範囲内で、補助事業者に対して、交付規則第4条の規定による交付決定（以下「交付決定」という。）を行う。

(交付決定前着手)

第8 補助事業の着手は、原則として交付規則第6条の規定による補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、やむを得ない事由により、当該交付決定前に事業に着手する必要があるときは、あらかじめ様式第6号による交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。

(中間報告)

第9 補助事業者は、補助金交付決定年度の11月末日現在における補助事業の進捗状況を、補助金交付決定年度の12月10日までに、様式第7号による補助事業中間報告書を知事に提出しなければならない。ただし、年度内の事業期間が6か月未満の場合は、中間報告を求めない場合がある。

(実績報告)

第10 交付規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書は、様式第8号による。

2 前項の補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、別表7のとおりとする。

3 補助事業者は、補助金交付決定年度の補助事業の完了後、補助事業の完了日から起算して30日以内の日又は補助金交付決定年度の2月末日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書に

関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(実績報告の際の消費税及び地方消費税)

第11 補助事業者は、前条の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除額を、減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第12 知事は、第10の規定による実績報告を受けた場合には、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の補助金の額の確定後に、補助金を交付するものとする。

(実績報告後の消費税及び地方消費税)

第13 補助事業者は、第10の規定による実績報告の後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式第9号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(取得財産の管理、処分制限等)

第14 補助事業者は、補助事業が完了した後も、交付規則第21条ただし書の規定により知事が定める財産処分を制限する期間（以下「財産処分制限期間」という。）は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理（以下「善管注意義務」という。）しなければならない。

2 交付規則第21条ただし書の規定により知事が定める財産処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間とする。

3 交付規則第21条第2号及び第3号の規定により、処分を制限する財産として知事が定めるものは、取得財産であって、1件当たりの取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械装置、重要な器具その他財産とする。

4 補助事業者は、交付規則第21条の規定により財産処分の承認を受けようとするときは、様式第10号による財産処分承認申請書を知事に提出しなければならない。

5 知事は、前項の申請書を受けた後、財産処分の承認をしたときは、同項の申請をした者に通知するものとする。

6 知事は、前項の承認をした場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めるときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができる。

(地位の承継)

- 第15 補助事業者であるP P A事業者が取得財産等を所有している場合に、当該P P A事業者がP P A契約満了後に、需要家に対し、補助対象財産を譲渡した場合は、当該需要家は補助対象者の地位を承継する。
- 2 前項の規定により補助対象者の地位を承継した者は、その承継の日から30日以内に、様式第12号による地位承継届出書を知事に提出しなければならない。

(書類の提出)

- 第16 この要綱により知事に提出する書類は原則電子データとし、提出先は環境生活部環境政策課省エネ・再エネ推進班とする。

(その他)

- 第17 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表1（第2第1項関係）

区分	内容
補助事業の要件	<p>宮城県内で、新たな技術、既存技術の組み合わせ、又は新たな手法等により太陽光発電設備の導入（自己所有、P P A（※1）又はファイナンス・リース（※2））を行う事業（※3）であって、次の各号のうちいずれかに該当する事業（※4）であること。</p> <p>（1）太陽光発電設備に関する新規技術（ペロブスカイト太陽電池、縦置き太陽光パネル、ソーラーカーポート、太陽光電池搭載車両、窓・壁等を活用した太陽光発電設備等）</p> <p>（2）太陽光発電設備に関する既存技術の組み合わせ（太陽光発電設備とE Vカーシェアリング、E V車両、充電設備、リユース蓄電池、太陽熱・未利用熱等利用設備等との組み合わせ）</p> <p>（3）太陽光発電設備の活用手法（集合住宅（賃貸又は分譲）、テナント（賃貸）施設、区分所有施設、農地、ため池、耕作放棄地等の未利用地における太陽光発電設備の導入、リユース太陽光パネル等）</p> <p>（4）その他、新規性のある事業</p>

※1 太陽光発電設備等の所有者である補助事業者が、需要家の施設等に太陽光発電設備等を当該補助事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式。（P P A事業者（需要家に対してP P Aにより電気を供給する事業者。以下同じ。）に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分（P P A事業者が、県内に本社を有する企業の場合は、補助金額相当分の5分の4とすることができる。）がサービス料金から控除されるものに限る。）

※2 リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び補助事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

※3 事業開始時点において法定耐用年数を経過していない設備を活用する事業であること。

※4 普及の初期段階（上市したがまだ普及していない段階、又は上市や社会実装が見込まれる段階）にある技術、製品、設備又は手法等を活用した事業であること。なお、実証的に導入する事業も含む。

別表 2 (第 2 第 2 項関係)

区分	内容
補助事業者の要件	<p>太陽光発電設備を所有する県内事業者のうち、次の各号に掲げる要件を満たす事業者とする。ただし、PPA又はファイナンス・リースにより太陽光発電設備を導入する事業者にあつては、当該設備を所有し、かつ、次の各号に掲げる要件を満たす事業者とする。</p> <p>(1) 法人その他の団体（地方自治体、国立大学法人、独立行政法人、地方3公社等を除く。）又は県内の住所地、居所地又は事業場等の所在地を納税地として青色申告を行っている個人事業者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当するものでないこと。</p> <p>(3) 要綱施行時から同要綱第4に係る交付申請書提出までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当するものでないこと。</p> <p>(4) 全ての県税に未納がないこと。</p> <p>(5) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当するものでないこと。</p>

別表 3 (第 2 第 3 項関係)

区分	内容	
補助対象経費※	設計費	事業の実施に直接必要な機械装置の設計費 ただし、過積載140%を超える分の太陽電池モジュール及びそれに付随する設備費を除く。
	設備費	事業の実施に直接必要な機械装置及びこれらに附帯する設備費
	工事費	事業の実施に直接必要な工作物及び配電等の工事に必要な経費。ただし、既設工作物、設備等の撤去費を除く。
	諸経費	事業の実施に直接必要なその他経費。ただし、以下を除く。 (1) 特定契約（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第4条に規定する特定契約をいう。）の申込みに係る電力工事負担金 (2) 代金の支払時などの振込手数料 (3) 各種申請書類作成費 (4) 動産保険料等 (5) 使用前自己確認に係る費用

※その他、知事が必要と認めるものについても補助対象経費とする。

別表 4 (第3第1項関係)

区分	内容
補助額	補助対象経費の1/2以内
補助限度額	20,000千円

別表 5 (第4第2項関係)

区分	内容
補助金交付申請書 (※1)の添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施計画書(様式第1号別添1-1) 2 収支予算書(様式第1号別添1-2) 3 暴力団排除に関する誓約書(様式第1号別添1-3) 4 自認書(様式第1号別添1-4) 5 審査会における事業概要の説明資料 <ul style="list-style-type: none"> ・PowerPoint 又は PDF 形式で作成し、表紙等をあわせて10ページ以内とすること。 ・別表6のNo.1からNo.3までの審査項目に対する具体的な説明を含む内容であること。 6 工程表 7 実施体制図(※2) 8 事業実施場所の位置図 9 導入設備の配置図、システム図 10 補助対象設備の仕様書類 11 想定発電量の算出根拠(メーカー等による発電シミュレーション等) 12 事業に関する参考見積書(※3) 13 直近1か年の決算書類(※4) 14 県税納税証明書(発行から3か月以内のもので、全ての県税(宮城県に対して納めるもの)に未納がないことを証明するもの)(※4) 15 法人にあつては法人の登記簿謄本又は現在事項全部証明書、個人事業者にあつては住民票の写し(発行から3か月以内のもの)及び青色申告に係る納税地が県内の住所地、居所地又は事業場等の所在地であることを証する書面(事業所得に係る納税通知書の写し等)(※4) 16 法人にあつては会社概要(会社案内のパンフレット又はWebページのPDFデータ等)。個人事業者にあつては営む事業の概要(任意様式)(※4) 17 設備設置承諾書(参考様式)(※5) 18 PPA、ファイナンス・リースに関する契約書の案(※5 ※6) 19 その他知事が特に必要と認めるもの

- ※1 PPA及びファイナンス・リースに該当する場合（ファイナンス・リースした設備をPPAに活用する場合等）は、補助事業者以外のPPA事業者、ファイナンス・リース事業者又は需要家を共同申請者として申請書に明記すること。
- ※2 PPA又はファイナンス・リースの場合、PPA事業者及びファイナンス・リース事業者も体制図に明記すること。
- ※3 単価50万円（税抜き）以上の物品については2者以上による相見積もりを実施し、取得した全ての書類を提出すること。2者以上から徴収できない、又は徴収する必要が無い場合（例：自動車など）は理由書（任意様式）を添付すること。また、見積書のすべての項目について、収支予算書の区分毎に作成する支出明細の項目番号（設備費1、工事費1、等）又は補助対象外の経費である旨を明記すること。
- ※4 PPA又はファイナンス・リースの場合、電力使用者（需要家）分と併せて、PPA事業者又はファイナンス・リース事業者分についても提出すること。
- ※5 PPA、ファイナンス・リース、又は申請者と設置場所の所有者が異なる場合に提出すること。なお、設備設置承諾書については設置場所の所有者、PPA、ファイナンス・リースに関する契約書の案については電力使用者（需要家）から承諾を受けたものを提出すること。また、補助事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明する内容となっていること。
- ※6 PPA又はリースの場合、別表1に定める補助金額相当分の控除をしていることを証明できる内容とすること。なお、PPA及びファイナンス・リースのいずれにも該当する場合（ファイナンス・リースした設備をPPAに活用する場合等）は、PPAの契約書及びファイナンス・リースの契約書のいずれも提出すること。

別表 6 (第 7 第 1 項関係)

No.	審査項目	
1	先導性・モデル性	先進的な技術や手法を用いているか。また、県内全体への波及が期待されるか。
2	実現可能性	補助事業の内容について具体性があり、かつ効果的に補助事業の目的を達成できると認められるか。また、実績報告の期日までに無理なく確実に補助事業を遂行できる具体的なスケジュールとなっているか。
3	環境負荷低減	二酸化炭素排出削減量が根拠とともに具体的に示されており、その量は多いか。また「みやぎゼロカーボンチャレンジ 2050 戦略」の取組に方向性と合致する内容か。
4	地域貢献・地域活性化	地域貢献・地域活性化・県南産業振興など地域に裨益する内容であるか。
5	費用効率性	二酸化炭素排出削減量に対して、事業費用の割合は低いかな。

別表 7 (第 9 第 2 項関係)

区分	内容
補助事業実績報告書の添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 収支決算書(様式第 8 号別添 1) 2 完成写真(施工前、施工後が分かる全景、太陽光発電設備等の写真) 3 補助事業の契約(見積書等並びに契約書若しくは注文請書等)、納品(納品書等)、検収(検収確認調書等)、請求(請求書等)、支払い(領収書及び払込金受取書等)に係る証憑類の写し 4 P P A・ファイナンスリース契約書の写し(該当する場合) 5 他の補助金を併用している場合は、当該補助金の交付決定・確定通知などの写し 6 余剰電力を売電する場合は、受給契約確認書等で「余剰配線」であることが分かる資料 7 補助金振込先金融機関の通帳又はキャッシュカードの写し(申請者と同一の口座名義人であって、振込口座番号が確認できるもの) 8 その他知事が必要と認めるもの